

令和 6 年度 諮問 第 2 号

令和 7 年度 答申 第 1 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

川越市議会議長（以下「処分庁」という。）が令和 6 年 4 月 8 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき公文書を非公開とすることを決定した処分について、審査請求人が同年 7 月 3 日付けで提起した処分の取消しを求める審査請求については棄却することが妥当である。

### 第 2 事案の概要

- 1 本件は、審査請求人が、令和 6 年 4 月 8 日付けで処分庁が行った公文書を非公開とすることを決定した処分（以下「本件処分」という。）について、「文書不存在のため」という公開できない理由は不備であるとして処分の取消しを求めるものである。
- 2 処分の経過
  - (1) 令和 6 年 4 月 3 日、審査請求人は、処分庁に対し、同年 2 月 22 日に〇〇〇〇〇である審査請求人が〇〇〇〇〇に呼ばれて話のあった内容に関する職員のメモについて、公文書公開請求書を提出した。
  - (2) 令和 6 年 4 月 8 日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行い、条例第 11 条第 1 項の規定により公文書非公開決定通知書を送付した。

(3) 審査請求人は、令和6年4月8日、本件処分を知った。

### 3 審査請求手続の経過

(1) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和6年7月3日付け審査請求書により、審査請求を申し立てた。

(2) 処分庁は、令和6年9月2日、審査庁に対し弁明書を提出した。

(3) 審査庁は、令和6年9月2日、審査請求人に弁明書を送付し、期日を令和6年10月4日までとして反論書等の提出を求めた。

(4) 審査請求人は、令和6年10月4日、審査庁に対し反論書を提出した。

(5) 審査庁は、令和6年11月11日付け、当審査会に諮問した。

(6) 審査請求人は、令和6年12月4日、当審査会に対し主張書面を提出した。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は、〇〇〇〇〇にいた議会事務局の局長、課長がメモをとっているところを見ている。よって、本件公文書公開請求に係る公文書について、文書不存在で公開できないという理由には不備がある。

(2) 重大な内容であるにもかかわらず、同席した職員がメモを取っていなかったとするには無理がある。本件公文書公開請求に係る文書が「個人のメモ」として取り扱われ、情報公開請求の対象とされる公文書に該当しないのというのは納得で

きない。

- (3) 職員の個人的なメモが情報公開請求の対象になるか否かについて、他市のホームページによれば、「個人が作成したメモが組織において業務上必要なものとして利用・保有されている状態のものは情報公開の対象」とされている。
- (4) メモも存在しておらず、公文書としての記録も存在していないとするならば、重大な問題である。

## 2 処分庁の主張

- (1) 条例に基づく情報公開制度において、市民の権利が保障され、公文書の公開に係る請求権が発生するためには、公文書が存在しており、実施機関が当該公文書を保有し、及び管理していることが前提となる。
- (2) 審査請求人が行った公文書公開請求を受けて、その時の状況を局長及び課長に確認したところ、まず、局長に関しては、個人が保有するノートにメモを取る準備をしていたものの、実際には何も記入していなかった。次に、課長に関しては、個人が保有するノートにメモを取ったものの、その内容は日時及び出席者のみであった。当該メモは、あくまで個人の備忘録として記録し、管理されているものであり、組織において業務上の必要性から保管及び保存をしているものではない。
- (3) 個人的なメモ等は、通常の場合、公的に管理していないものであるから、条例の対象となる公文書ではないとされている。事務室内のファイリング・キャビネット等を調べた結果、他に対象となる文書を保管及び保存をしていないことも確認している。よって議会においては、対象文書を保有及び管理

をしていないため、条例第11条第1項の規定により、当該対象文書が不存在であることを理由として、本件処分を行ったものである。

- (4) 本件処分は適法かつ正当に行われたものであることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和6年11月12日	審査庁から諮問書を受理
令和7年3月10日	審議
令和7年4月28日	審議
令和7年6月2日	審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、処分庁が文書不存在を理由として公文書非公開決定を行ったことに対し、審査請求人は、職員がメモを取っている姿を見ており、当該メモは個人的なメモではなく組織的な文書であって、当該文書は存在していると主張しているものと解される。

##### 2 本件処分の妥当性について

###### (1) 公開請求の対象となる「公文書」について

###### ア 条例等の規定

条例第5条において、市内に住所を有するもの等は実施機関に対して公文書の公開を請求することができる旨が規

定されており、条例第2条第2号において公文書とは「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているもの」と規定されている。

情報公開制度の手引（令和5年6月川越市総務部総務課）の逐条解説によると、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、市の機関に属する職員が、事務執行上作成し、又は取得したという趣旨であり、「当該市の機関の職員が組織的に用いるもの」とは、その利用又は保存に関して作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上の必要性から保管し、保存している状態にあるものをいい、決裁、供覧等の手続が終了していることを要しないとされ、「実施機関において管理しているもの」とは、川越市文書管理規程等に定めるところにより、実施機関が組織として公的に保管し、保存している状態にあることをいうとされている。

#### イ 検討

条例に規定される公文書の要件である「組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているもの」に該当するか否かについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当であると解される。

本件における当該メモの保管及び利用状況について、改

めて実施機関に確認したところ、その状況として、局長はそもそもメモを取っていないためメモ自体が存在せず、課長のメモは備忘録として管理されているものであり、他の職員が利用する状況にはなく、実施機関内において共用されているものではないとのことであった。

このことからして、審査請求人が公開すべきであると主張する当該メモは、一方は文書自体が存在せず、もう一方は職員個人のものであり、その利用又は保存については作成した職員個人の段階にとどまっており、「組織的に用いるものとして実施機関において管理しているもの」には当たらないため、当該メモは、条例第2条第2号に規定する公文書には該当しないものと認められる。

(2) 他に該当する公文書の存否について

処分庁の説明によると、議会事務局内のファイリングやキャビネット等を調査したところ、請求の対象となるその他の文書は確認することはできなかったとのことである。

このことを踏まえて、当審査会の権限による調査、見分の結果、他に公開対象に該当する公文書の存在をうかがわせる事情はないものと認められる。

(3) 理由の提示について

審査請求人は、局長及び課長がメモを取っているところを見ていたため、「文書不存在のため」という公開することができない理由は不備であるとしている。

処分庁においては、メモの存在を一部認めているものの、当該メモは「組織的に用いるものとして実施機関において管

理しているもの」には当たらず「公文書」としては存在していないことから、「文書不存在のため」という理由により本件処分を行ったとのことであるが、公文書非公開決定という拒否処分の理由を明確に認識できる程度に示すという点において、いささか不備があることは否定できない。

しかし、これをもって本件処分が無効となるほどの不備というべきものではないと考える。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 結論

以上のことから、本件処分は結論において妥当であると認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

本件非公開決定通知書には、非公開とした理由について、「文書不存在のため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする非公開決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか、文書としては存在するが公文書に当たらない法的不存在なのかなど、当該文書が存在しないことの要因についても理由として提示することが望ましい。実施機関においては、今後、より具体的な理由の記載に努め、明確かつ適切な理由の提示となるよう十分に留意されたい。

令和7年6月19日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 赤 羽 哲 郎

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子